

琴浦町教育委員会会議録

日時	平成26年2月26日(水) 午後 1時34分～午後 3時38分		
場所	琴浦町生涯学習センター第1会議室		
出席委員	石前富久美委員長、高塚良平委員、前畑一子委員、田中宣彦委員 小林克美教育長		
欠席委員	なし		
その他出席者	岩船教育総務課長、戸田社会教育課長、浅田参事、井谷指導主事、 西本人権・同和教育課長補佐、石賀補佐		
議事日程			
日程第1		議事録署名委員の指名について 高塚委員・田中委員	
日程第2		教育長報告	
日程第3		報告事項	
		(1) 小学校統合準備委員会活動状況について	
		(2) 各課報告	
日程第4	議案第3号	琴浦町大成集会所条例の廃止について	
日程第5	議案第4号	琴浦町野田集会所条例の廃止について	
日程第6	議案第5号	琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部改正について	
日程第7	議案第6号	消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	
日程第8	議案第7号	琴浦町立東伯小学校門脇教育図書購入基金条例及び琴浦町放 課後児童クラブ条例の一部改正について	
日程第9	議案第8号	琴浦町立隣保館条例の一部改正について	
日程第10	議案第9号	琴浦町立隣保館規則の一部改正について	
日程第11	議案第10号	琴浦町立成美小学校林経営条例の廃止について	
日程第12	協議事項	(1) 平成26年度教育委員会事業要求について (2) 平成25年度教育委員会補正予算要求について (3) 平成25年度琴浦町教育委員会行政評価について (4) 琴浦町立学校給食費滞納整理事務処理要綱の設置につ いて	
日程第13	その他	(1) 各種行事と人員配置について ・卒業式、入学式 ・閉校式、開校式 (2) 催し物案内等 「人口減少時代の持続可能なまちづくり」 (2回シリーズで実施)	
日程第14	次回委員会議開催日	3月28日(金)	13時30分
	教育委員会臨時会	3月12日(水)	8時(小会議室)
日程第15	閉会		15時38分

平成26年第2回定例会の会議概要の記録  
会議内容の記録

委員長

第2回定例会を開会します。

日程第1 議事録署名委員指名

議事録署名委員を高塚委員と田中委員にお願いします。

日程第2 教育長報告

委員長

日程第2 教育長報告をお願いします。

【教育長報告】

教育長

・小学校のインフルエンザの状況について

行事報告等

- ① 2月1日(土) 宇山先生 研究発表(小学校統廃合)
- ② 2月2日(日) 以西・赤碕 公民館祭
- ③ 2月6日(木) 東伯・古布庄小学校 新庁舎見学・模擬議会
- ④ " 赤碕中学校区6年生交流会(赤碕文化センター)
- ⑤ 2月9日(日) 成美・安田 公民館祭
- ⑥ " 赤碕中学校 吹奏楽部 演奏会
- ⑦ 2月16日(日) 10秒の愛フォーラム
- ⑧ 2月19日(水) 20日(木) 学習会終了式(赤碕文化センター)
- ⑨ 2月20日(木) 臨時議会
- ⑩ 2月23日(日) 琴浦町体育協会表彰式 個人189人 54団体(436人)
- ⑪ 2月25日(火) 学習会終了式(東伯文化センター)

今後の日程

- ① 3月9日(日) 成美小学校 閉校式典(午後2時～)
- ② 3月10日(月) 3月定例議会(～20日) 一般質問 11日・12日
- ③ 3月11日(火) 中学校 卒業式(10時～)
- ④ 3月12日(水) 臨時教育委員会(8時～)
- ⑤ 3月13日(木) しらとり子ども園 竣工式(10時～)
- ⑥ 3月19日(水) 小学校 卒業式(9時半、10時)
- ⑦ 3月22日(土) 以西小学校 閉校式典(午後2時～)
- ⑧ 3月23日(日) 安田・古布庄小学校 閉校式典(午後1時半)
- ⑨ 3月24日(月) 小学校 終了式・閉校式

委員長

何か、お聞きになりたいことはありますか。(全員意見なし)

日程第3 報告事項

委員長

日程第3 報告事項について説明をお願いします。

(1) 小学校統合準備委員会活動状況について

教育総務課長

(別紙資料にて報告)

委員長 昨日、準備委員会がありましたけど、質問等がありますか（全員意見なし）。

## (2) 各課報告

委員長 それでは各課の報告、教育総務課からお願いします。

教育総務課長 区域外就学について、資料をつけさせていただきました。

私立中学校への就学予定者が4件、それから校区外への通学者が1件あります。お手元の綴りの中に付けております。

(別紙資料にて報告)

委員長 次に社会教育課、お願いします。

社会教育課長 一、県指定の文化財「智光寺の樹叢」について

・調査中ですが、マテバシイ（写真を提示）のまとまったもので県の指定文化財になっていたが、ほとんど開伐的な状態となった。

・月曜日に県の文化財課から呼び出しがあり、今後、どうやって調査するのか協議をした。その結果、県に毀損届とその経緯をつけて、今週中に提出する。県の文化財委員会で判断され、最悪の場合は、指定解除となる。新聞、報道機関へ発表する。

・昨日、植物に詳しい倉吉の森本満喜夫先生が来庁され、原状を確認のうえ協議した。その中で現在、残っている木の種類や状況調査をする。切られた状況は、切り株とかを確認して、その状況をまとめる。

この樹叢が復元するには1世紀かかるとのことであった。

・先代の住職が亡くなられて新しい住職が4月から来られた。マテバシイの樹叢は、全体の森で指定になっている。しかし住職や総代は、マテバシイだけを残せばいい。大きな木を残せばいいという認識であった。町としても分かってもらっているつもりだという認識であった。

・何年かに一度は、尋ねたりして、文化財の指定について話をしているかといけない。もしこれが残れば、復元して、次の代に渡すようなことは出来ないか模索する。

・資料がまとまり次第、次の委員会で報告する。

一、町民の声（スポーツ推進員の活動）について

・スポーツ推進員の活動がいまひとつ表立って分からない。出て来られる人は同じ人ばかりではないか。高齢化が進んでいるので定年制を敷いたらどうか。スポーツ推進員の研修に、遊び気分で行っているのではないか。女性が多いせいか、集まれば悪口ばかり言っているのではないかというような町民の声があった。

・分担制を敷いているので、全部の行事に全部の推進員が出られない。事業によって出る方を決めている（分担制）ので、たまたまこの方が出られたときに、同じような顔ぶれであったのではないか。年間の事業を紹介して推進員の活動の参加状況を示す。年齢構成も年代ごとに人数を明示する。研修は中国地区大会と思われるが、基本的には自費で参加してもらっている。多くの人に行ってもらうためにマイクロバスの借り上げを町がしている。

・スポーツ推進員の中で議論していただき、襟を正すところは正すよ

うにしていきたい。

・今後の検討した回答をホームページにアップしたい。

一、大高野遺跡の国指定の動向について

・先回、意見具申を出させていただいたという報告をした。現在、統括報告書を作っており最終の詰めを行っている。先日、大高野の調査をしていただいた奈良文研の山中先生にも来ていただき指導を受けた。

県に手配していただいて3月18日、現文化財保護審議会委員に来ていただいて、この大高野をピーアールするよう遺跡の保存状態などを現場で見てもうようになっている。

委員長

次に人権・同和教育課、お願いします。

人権同和教育課長補佐

いま琴の浦高等特別支援学校が開校して1年になる。人権・同和教育課では、学校での生徒の活動を知らせていくために1年間の活動について取材して、町の人権・同和教育推進協議会の広報紙第3号に特集記事で活動を紹介して、3月1日に町報と一緒に配布するようにしている。

教育総務課長

人権・同和教育課では、東伯中学校区のほうで小地域懇談会が動いており、2月を軸にして各地区で展開されている。赤碓地区と同様にワークショップを取り入れた形でやっている。好不評を含めて意見がいろいろと出ているので、また整理の機会を持ちたい。

赤碓地区は、3月24日にまとめの会を持たれる。集約をして、次年度に備えたい。

委員長

社会教育課の10秒の愛の報告をお願いします。

社会教育課長

10秒の愛を今年度は、まなびタウンに会場を移して実施した。参加者は、主催者発表178名であった。前回、お話ししたようにお父さんの姿を出していきたいということで開催した。

「子育てがこれから」という方と「子育てが現役」という方と「子育てが終わった」というご3方にパネラーとして、いろんな話をしていただいた。

仲島先生も、いつもながらジャケットを脱いで講演された。

この10秒の愛に、こだわり続けてきた結果、いろんなところから視察が来たり、担当が九州まで行って実践発表をしたりということで、その輪が広がってきているように思っている。

来年度も、こだわり続けていきたい。

教育総務課長

仲島先生の究極の言葉は、お父さんがお母さんに向かって、「いつもありがとう」という言葉がかけられるのかということでした。みなさんは、どうでしたか。

委員長

各課の報告事項で聞いてみられたいことはありますか（全員意見なし）。報告事項は、以上で終わります。

日程第4 議案第3号 日程第5 議案第4号

委員長

議案の審議に入ります。それでは議案第3号、議案第4号について、一括して説明をお願いします。

社会教育課長

議案第3号、琴浦町大成集会所条例の廃止することについて、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

続きまして、議案第4号、琴浦町野田集会所条例の廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

大成集会所は、昭和56年に辺地対策事業で建てられました。自治集会所は、部落の公民館に使用することを目的に建てられたということで、今回、町有財産を実際に使われているところに、譲渡していこうという一連のものであります。

野田集会所は、昭和54年に同じ辺地対策事業で建てられています。

これにつきましても、先ほどと同じ形で野田部落へ譲渡するというものであります。

委員長 これからは地区の方が運営していかれるということですね。

社会教育課長 18年4月から管理委託はしております。実質的な動きとして、従来、口頭での管理委託ということでしたので、18年4月からは、管理業務の委託という形で契約を結んで、今回、条例の廃止をして、3月議会に無償譲渡の議案を出しまして、4月1日から全て町の財産でなくなるというような一連のことをすることによって、今回の議案の中には、これ一つではなく社会教育課の2つと、福祉関係の2つが、今回一括で条例廃止ということで提案されます。

委員長 議案第3号、議案第4号について、意見はありますか。

議案第3号、議案第4号について、意見はありません。(全員意見なし)

#### 日程第6 議案第5号

委員長 次に、議案第5号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第5号、琴浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第23条第1項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

委員長 金額ではなくて、場所が変わったということですか。

社会教育課長 はい。まず館長は場所が変わったということ。それから本来は載せておかないといけないものが載ってないということで今回、載せました。

委員長 議案第5号について、意見はありますか。

議案第5号について、意見はありません。(全員意見なし)

#### 日程第7 議案第6号

委員長 次に、議案第6号の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第6号、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第23条第2項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求めるもの

であります。

(別紙資料にて説明)

委員長 消費税が5%から8%になったということですか。

社会教育課長 はい。元の金額は変わっていません。

教育総務課長 本来、行政の使用料については、必ずしも消費税率が上がるからといって上げる必要はないです。光熱水費や灯油代等の購入費が8%になることによって、その維持管理費が上がるわけです。そうすると税金の使い道の経費がかかるわけですから、応分を利用者に対しても、その負担を願いたいという考え方です。

下水道とかの特別会計については、12月議会の段階で了解をいただいています。今回は、施設関係、施設の使用料というのは必ずしもペイできるものではありません。みなさんの税金の中で配分をして、維持管理を図っているものですから、一般の利用料で、必ずしも、丸々払われていることはありません。そのために町外利用者には、倍額とかという料金設定がしてあるわけです。

利用料は、本来、分担金条例があって、それは議会で確認して設定するということが原則であります。町長の裁量でできるものもありましたが、住民が払うべき料金とか、他については、住民の代表者である議会で決めていくというのが基本です。次に隣保館でも出てきますけども、今回、条例の中にきちんと位置づけて整理をしていくというのが一つの考え方です。

委員長 証明手数料とかは、ぜんぜん変わらないんですか。

教育総務課長 税収を侵すものではないので変わりません。

委員長 議案第6号について、意見はありますか。

議案第6号について、意見はありません。(全員意見なし)

#### 日程第8 議案第7号

委員長 次に、議案第7号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第7号、琴浦町立東伯小学校門脇教育図書購入基金条例及び琴浦町放課後児童クラブ条例の一部を改正することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

委員長 児童クラブは、教育委員会にあるのですか。

教育総務課長 町民生活課の事業でやっていますが、関連で学童保育という捉え方の中で捉えており、行政総体ですので、どこが出さないといけないというルールはありません。

委員長 児童クラブ自体は、町民生活課にあるんですね。

教育総務課長 そうです。単独で出そうとした場合は、町民生活課の主管になりますけど、今回は、学校統合に伴う名称変更という捉え方で、うちのほうで賄っています。

委員長 議案第7号について、意見はありますか。

議案第7号について、意見はありません。(全員意見なし)

日程第9 議案第8号 日程第10 議案第9号

委員長 次に、議案第8号、議案第9号の説明を一括してお願いします。

人権同和教育課長補佐 議案第8号、琴浦町立隣保館条例の一部を改正することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第23条第1項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

続きまして、議案第9号、琴浦町立隣保館規則の一部を改正することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、本委員会の議決を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

委員長 条例と規則の部分を整理したということですね。

人権同和教育課長補佐 はい、そうです。

教育総務課長 関連して社会教育課長並びに人権・同和教育課長補佐から説明のあった消費税にかかる部分については、いま町長部局で検討しておりまして、一括して消費税の取り扱い事案として、まとめて提案をしようという動きをもっています。教育委員会としては、個別に各課が事案をもっていますので、今回の委員会には、個別で意見を求めるという形で、議案として出させていただいています。

委員長 議案第8号について、意見はありますか。

議案第8号について、意見はありません。(全員意見なし)

委員長 議案第9号について、質問はありますか。

議案第9号について、議決してよろしいか。(全員賛意)

議案第9号は、議決しました。

日程第11 議案第10号

委員長 次に、議案第10号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第10号、琴浦町立成美小学校林経営条例を廃止することについて、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、本委員会の意見を求めるものであります。

(別紙資料にて説明)

委員長 成美財産区の意見は、何かありましたか。

教育総務課長 了解をいただいております。財産区の管理会に打診をして、実運用が図れていないということで了解されました。

委員長 いままで収益があったということはありますか。

教育総務課長 過去にはあったようです。赤碕地区は、どこの財産区にも設置しておられるようです。

委員長 成美小学校が、放棄するということですね。

教育総務課長 はい。学校林については、学校自体も認識がありませんでした。

委員長 他の学校はありますか。

教育総務課長 赤碕中学校はあります。条例を廃止しておりません。管理ができていないかもしれません。

委員長 他の小学校にあるということはないですね。  
教育総務課長 以西小学校もあるようです。条例にはありませんが、学校林としての場所はあるようです。

委員長 議案第8号について、意見はありますか。  
議案第8号について、意見はありません。(全員意見なし)

## 日程第12 協議事項

### (1) 平成26年度教育委員会事業要求について

委員長 日程第12の協議事項、(1)平成26年度教育委員会事業要求について、説明をお願いします。

教育総務課長 平成26年度教育委員会事業要求についての内容は、先月までの会の中で説明してきました。

教育総務課では、統合後の体制、事業の職員体制など、いろんな事業の要求を事業概要書という形でまとめたものです。

特徴的には、新校については町講師を2人配置します。それから教育委員会づけで、特別支援のコーディネーターをつけます。ボランティアコーディネーターは、各地区に1名ずつ、単町費も含めて配置をいたします。少し簡単ですけども説明とさせていただきます。

委員長 事業計画の概要で、重要な、特徴的なところだけ説明してもらえればと思います。

教育総務課長 (別紙資料にて説明)

委員長 来年度の教育委員会の主要な施策は、脳トレ・モジュールということですか。

教育総務課長 脳トレ・モジュールも、それからハイパーQ Uもそうですし、それからICT、アイパッドを赤碕中を軸にしながら、東伯中と赤碕中で10台入れますし、パソコンも18台入れて教室へ配備していきます。そういった全体的にICTにかかる整備をおこなっていきます。

委員長 次、社会教育課、説明してください。

社会教育課長 (別紙資料にて説明)

教育総務課長 社会教育では合併10周年にちなんで、冠をつけたものはないですか。

社会教育課長 26年度は、琴浦10周年ということで、当初、宝くじコンサートを申し込んでいましたけども外れてしまいました。

基本的には、大高野や文化祭の事業を、少しグレードアップした形で実施しようと思います。

町全体として10周年を、どのように体系的に組み立てていくかということはありませんが、社会教育課ということで取り組んでいません。

委員長 次に、人権・同和教育課、説明してください。

人権同和教育課長補佐 (別紙資料にて説明)

委員長 内容をご覧になって、聞きたいところがありましたら各課長に聞いてください。

### (2) 平成25年度教育委員会補正予算要求について



委員長 次に、(2)平成25年度教育委員会補正予算要求について、説明をお願いします。

教育総務課長 (別紙資料にて説明)

最後に、浦安小学校大規模改修工事については、先回、国の交付金事業の補正予算対応でしますという話をさせていただき、26年度当初予算から落とさせていただいて、25年度事業として実施するというところで事務を進めていましたが、国からの補助金の内示額が、通常であれば3分の1で、3千万円相当は補助金として来るんですが、内示でもらったものが1千万円しかありませんでした。これでいくと町の持ち出し金が7千万円くらいになってしまって、かなり負担が大きくなると、この補正予算を編成する直前に財政と話をしまして、今回は、国に返納、補助金申請の取り下げをできないだろうかという話で協議を持ちかけまして、とりあえず交付決定等はおこなうけども、不要額、国のお金は要りませんでしたということでお返します。事業を先送りするというので整理をさせていただこうとしています。じゃ、26年度にできるかということになると、若干、ペナルティ部分がありまして、国がせっかく予算を用意したのにしない。それで、次の年にすぐということは、できがたいということがありまして、この事業に関しましては、27年度に申請をさせていただくということです。現場の浦安小学校は、ここ2カ年、続けて整備を図ってきましたが、間を1年おかせていただいて、27年度、最終年という形で、外壁、窓枠といった改修工事を行いたいなということで、いま計画をしております。直接的に7号補正の表には出てきませんが、約1億円の事業費ですけども、補正を取り下げさせていただきましたことを併せて報告させていただきます。

委員長 本年度は、工事をしないんですか。

教育総務課長 はい。26年度は工事を実施しません。

委員長 校舎は、大丈夫なんですか。

教育総務課長 校舎は、大丈夫です。窓枠とか不便な部分があります。それから補助対象外で取り組んだらどうかという更衣室の改修とかありますけど、それは必要に応じて、また単独費で補正予算とかということで、検討はしていきたいと思っておりますけども、当初からの取組みということは、今の時点では難しいということです。

委員長 一番に思うのは、校舎は大丈夫かということでありまして。25年度、急遽、工事したと思うんです。それが1年延びるんだけど大丈夫なんですね。

問題は、子どもたちの安心安全というところで、危険だから早く工事をしようということで25年度実施したのに、お金がないから26年度しない。問題はそこですね。

教育総務課長 危険校舎という捉え方ではなくて老朽化という部分ですから、日常の学校生活、経営には不便な部分はあるかもしれませんが、不都合はないという捉え方をしています。

委員長 大丈夫なんですね。

教育総務課長補佐 12年度に耐震補強はやっていますので、老朽的な改修という捉え方で大丈夫だと考えています。

委員長 27年度がスムーズに工事にかかれるようにお願いします。

教育総務課長 県の方にもお願いしながら、申請が採択されるように進めていきたいと思ひます。

委員長 学校給食センター、説明をお願いします。

教育総務課長 (別紙資料にて説明)

委員長 次に、社会教育課、説明をお願いします。

社会教育課長 (別紙資料にて説明)

委員長 次に、人権・同和教育課、説明をお願いします。

人権同和教育課長補佐 (別紙資料にて説明)

委員長 各課の報告事項で聞いてみられたいことはありますか(全員意見なし)。

### (3) 平成25年度琴浦町教育委員会行政評価について

委員長 次に、(3)平成25年度琴浦町教育委員会行政評価について、説明をお願いします。

教育総務課長 これは教育委員会運営そのものは、定められています中央教育行政組織及び運営に関する法律第27条に基づくものでありまして、平成23年度から、こういった内部的な評価をして、足跡、実績、そういったものを確認しなさいということが定められたことにより実施するものです。

25年度の当初に、みなさんに教育計画を提示させていただいて、今年度は、こんなことを取り組みますということをご承認いただきました。今度は、この期に内部で評価をさせていただいて、みなさんにご意見をいただき、議会に報告することが義務付けられています。3月議会の常任委員会に、資料として提出するものです。

今日は、その内容を踏まえた中で、担当から説明をさせていただきたいということです。

最初に(1)平成25年度教育委員会の評価項目ということですが、2頁の最後に到達度、成果の判断基準が書かれていますので、それを参考にしながら見ていただきたいと思います。

教育委員会として足跡を振り返るということでありまして、一律の判断というわけにはなっていませんけど、ちゃんと振り返っていますということをご認知いただければと思います。

(別紙資料にて説明)

社会教育課長 (別紙資料にて説明)

参事 (別紙資料にて説明)

人権同和教育課長補佐 (別紙資料にて説明)

委員長 参事、小学校の不登校はないんですか。

参事 長期欠席については、分類の仕方が3つありまして、病欠、病気で休みというものと、不登校というものと、その他、複合的な要因があって病気で30日以上というものもありますし、その他というものもあります。純粋な不登校として分類するのは小学校ではございません。

委員長  
参事 純粋な不登校というのは、行きたくないということですか。  
無気力型といいますか、神経症タイプというか。そういうものとしては小学校は零です。

教育長  
委員長  
参事 入院で休んだりとか、そういうのは違います。  
〇〇は、当てはまらない。  
ああいう場合は、その他で分類しておりまして、診断が付いておりますので、その他に入れておるということです。

委員長 中学校は〇人、とにかく休んでいるということですね。  
いつも計画訪問等でも言うんですけど、いま言われるところの〇人というところになると、少し多いんじゃないですか。

参事 どの子どもについても医師とかスクールカウンセラー、場合によっては、スクールソーシャルワーカーも関わってくる場合もございますが、本当になかなか改善しない状況がございます。

委員長  
参事 中学校別の人数は、どうですか。  
〇〇中が〇人、〇〇中が〇人です。引き続き粘り強くしようと思っています。各関係機関と連携しながら取組みを進めようと考えています。

教育総務課長 心情的に、精神的発達課題を捉えた子どもが多いということです。身体的には大丈夫なんだけど、気持ちの部分で学校に向かわない。

委員長  
教育総務課長 いじめは関係ないんですか。  
いじめは関係ないです。直接的にはないですね。  
一通り説明を申し上げましたけど、あくまでも、この指標に基づいての評価ということです。今年度の教育委員会の大きな取組みは、統合にかかる取組みが一つの命題だと捉えております。その部分については、参事のほうからもありましたように、昨日の統合準備委員会の代表のコメントにもありましたように、本当にみんながよくやったなという感想も含めて評価がありましたので、我々としても教育委員会総体で取り組めたのかなという思いは持っているところです。  
社会教育は、参加率等がバロメーターになっているんですけども、必ずしも、それが唯一の評価基準ではないと思っています。説得よりは納得という思いがありまして、人が納得をして帰って、自分に役立たせるとか、そういったことの視点をもってすれば、もっともっと評価は高まるものがあるんじゃないかなと思いますし、こういった情報化の中にあって、集めて教育を施すことだけが、社会教育の手法でもないという思いをもってしています。ただ一つの指標が、そういった何人集まったとか、参加率はどうだったというものになって、掲げてある以上はそういった評価になってしまいます。

委員長 統合の中で、地域密着ということが出ていて、その中で4番にCが付いているんですね。ここが一番ひずみになってくるのかなと思います。

社会教育課長 一つは、芸術文化をしておられる方が辞めていかれる。だけでも新しい方が入会しないということがあって、24年度から文化体験講座を始めたりして、そういう支援をしてきてはいますが、思ったほど参加者が増えてこない。やはり少し違う角度、例えば文化祭を総体でやっていた

ものをまなタンでやったり、ただ単に作る人だけが満足するんじゃなくて、見られる方が次にはその活動に入っていこうかということをやっているかといけないと思います。それが体験講座ということで位置づけていたんですが、担当課として、人が来るところに出かけて行ってPRをしないといけないなと思います。そういうことをやっていって、この生涯学習の人口を増やしていく。自分たちが作品を作ったら、それを評価してもらいながら、またその輪を広げていくということをやっているかかと考えています。

委員長 4月には統合するので地域との関わりもあります。その中で公民館での展示がありますが、公民館祭にも関係してきますね。

社会教育課長 そうですね。いまカウントしているのは、このまなびタウンや文化祭や演芸大会で、町でやる大きな行事なんですけど、そのもとは、やはり地区での活動なので、いろんなところに影響してきます。やはりそこをレベルアップ、力を入れていかないといけないというのは、言われるとおりでと思います。

教育長 まなタン祭は関係あったんですか。去年の参加人数は何人ですか。

社会教育課長 まなタン祭もありますけど、基本的には401人というのは、人を中心にカウントした数でありまして、一人の人があっちとか、こっちとかに出した数2をカウントするのではなくて、この人ならこの人という延べ人数ではなく、展示していただいた人数で押えたものですから、たくさん減っています。それにしても、何かの行事に参加していこうとか、作ってみようという人口が少なくなっているということは言えます。

教育長 去年の700人というのは、どういうカウントの仕方だったんですか。

社会教育課長 一つは作品をジャンルごとで人数をカウントしています。

委員長 今年は文化祭をここでするんですね。それに向けての取組みもあろうかと思しますので、ここの数値を上げてください。

社会教育課長 はい、分かりました。

教育総務課長 これも議会のほうへ報告していきますので、いまあった三角のCあたりは、それでどうするんだということを用意しておかないと、これですでは、すまないところがあるので、言われたところは検討しておかないといけません。公民館と子どもとの活動で先月、委員のほうから町民運動会と公民館祭りだけでは、いけないんだけどなというご意見もいただいているので、そのところの方策も地域の中で検討していかないといけないところかなと捉えています。

委員 他町村での実績というか。統合して残った公民館が、どういう活動、変化があったかということも分かれば教えてください。

社会教育課長 琴浦みたいに、合併以前の町村単位での公民館は、あまりありません。中部でも三朝は地区公民館が地域推進協議会的な、村づくりみたいな形で残っていますし、北栄町でいくと中央公民館的なものが残っています。北条と大栄。湯梨浜にしても、東郷、羽合、泊という分館組織でのものが残っているというところで、一番近いのは、倉吉が公民館単位で、きめ細かな活動をしておられるのかなと思っています。合併したところの

地区公民館が、どう変化したという状況は、この近辺にはありません。

私が公民館主事をしていた頃の20数年前と比べれば、熱が冷めているのかなという思いがあります。主事も、いまの住民ニーズを、どう取り入れて事業を仕掛けるかというところは、いまの研修を自分たちでやったり、講習にいたりして、何かを仕掛けていけないといけないなということで、いま勉強してもらっているところです。

例えば赤碕地区ですと学校と公民館が一緒になった形での運営をされていた。今後、いまの青少年事業を3館がどういう形で運営していくかということのを学校と協議するようにしています。それから聖郷では、この前も3館の主事と先生が話し合って、青少年事業を中心にして、この聖郷の子どもたちは、こういう目標で育てる。公民館は、子どもたちの体験講座にこういう事業を入れていこうというような話を詰めているところです。やはり何を求めているかというところ、公民館事業でも取り入れていけないといけないと思います。この公民館事業が他にないところ、きめ細かな事業があるので、私としては、まだつながりが持っているのかなと思っています。例えば、〇〇町の町民運動会では、全部の地区が集まってきますけど、みるとパラバラという形で、全町の運動会といいながら、やはり集まる人数は少ない。例えば、〇〇の町民運動会にしても顔の見えるところで集まれるから、集まって来られるんだなと思ったりします。なかなか今の公民館を活性化するための妙案はないですけど、考えながら主事や、いまの公民館運営審議員に考えてもらいながら社会教育に加わって、つながりや、どうしたら公民館が地域の拠点になっていくかということのを26年度は苦しみながら考えていきたいと思っています。

委員 公民館長の研修というのはいないんですか。

社会教育課長 館長・主事会というのがありまして、そこの中での、昨年度の反省であったり、今年度、こういう形でという話し合いと、それから郡公連の中では、研修になるか分からないんですけども、館長方が集まられての会が1回あります。全体での館長研修的なものは、他の町村の館長との位置づけが少し違っていてまして、職員がやっておられるところもありますので中部や郡での統一した館長研修は、取り組まれていないです。

委員 館長によって、毎日来てやる人とか、そうでない人とかがあるように聞いているのですが、館長の熱意というか、そういうところでも差がでてくるんじゃないかと思います。

委員長 他に、聞いてみたいことは、ありませんか。

委員 館長を支えるリーダーといえますか、同志、集団を作って幅を広げていけないと館長も大変だなと思いました。

委員長 他に、聞いてみたいことなどは、ありませんか(全員意見なし)。

#### (4) 琴浦町立学校給食費滞納整理事務処理要綱の設置について

委員長 次に、(4) 琴浦町立学校給食費滞納整理事務処理要綱の設置について、説明をお願いします。

教育総務課長 琴浦町立学校給食費滞納整理事務処理要綱の設置についてということ  
で協議に上げさせていただきました。ポイントだけ説明させていただい  
て、次回の議案として提示をさせていただきたいと思います。考え方だ  
け整理をしていきたいと思います。

(別紙資料にて説明)

委員長 ちなみに、いまこの要綱があったとして該当する方はいらっしゃるの  
でしょうか。

教育総務課長 ○人ほど、いらっしゃいます。

委員長 これはいつからですか。

教育総務課長 来年度の4月1日からです。

委員長 そういうことになれば、その方に対して来年度、執行されるというこ  
とでしょうか。

教育総務課長 まずは通知事務をして反応がなかったら、この法的措置を取りますと  
いう通知をして、その中で動きがあればというイメージです。法的な圧  
力によって徴収を促そうというのが、今回の趣旨です。また来月、議案  
として出させていただきます。

委員長 他に、聞いてみたいことなどは、ありませんか(全員意見なし)。

### 日程第13 その他

委員長 日程第13、その他に(1)各種行事と人員配置について、説明をお願い  
します。

#### (1) 各種行事と人員配置について

教育総務課長 ・卒業式、入学式  
・閉校式、開校式

(別紙資料にて説明)

#### (2) 催し物案内等

委員長 次に(2)催し物案内等について説明をお願いします。

社会教育課長 「人口減少時代の持続可能なまちづくり」2回シリーズで実施

(別紙資料にて説明)

委員長 何か、お聞きになりたいことはありますか。

委員 古布庄のスポ少のバレーが東伯小学校ではなくて、他のところでされ  
ておられると聞いたんですけど、そうなんですか。

社会教育課長 いま練習は、そうしておられます。26年度のスポ少の募集についま  
しては、例えば、バレーであれば基礎練習を中心にします。そういう特  
色を書いたチラシを作って、その中で選択していただくということで進  
めていきたいと思っています。いま浦安も人数が少ないということで、  
新人戦のときに両方でチームを作って、出られたという経過がありまし  
て、それ以降は、合同で練習されているというような経過があります。

委員 学校支援ボランティアは、統合すると、どうなってくるんですか。

教育総務課 ボランティアは、人数的には変わりません。公民館単位で単町費で、

お願いするようにしています。

委員

安田におられた方が船上に行かれてもいいんですか。

教育総務課

はい。地域総体で取り組みますので、こちらのほうが委嘱していかなくてはいけないんですけど、体制としては変わらず、地域と学校との連絡を密に取れるようにという配慮で考えております。

委員

分かりました。

委員長

日程第14	次回委員会議開催日	3月28日(金)	13時30分
	教育委員会臨時会	3月12日(水)	8時
		(小会議室)	

委員長

日程第15 閉会 15時38分